

議案第 17 号

芽室町病院事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町病院事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 7 年 7 月 29 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芽室町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 9 号を第10号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 循環器内科

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

説 明

公立芽室病院において循環器内科を開設するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(経営の基本) 第3条 一略一 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 一略一 <u>(2) 循環器内科</u> <u>(3) ～ (10)</u> 一略一 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年8月1日から施行する。</u>	(経営の基本) 第3条 一略一 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 一略一 <u>(2) ～ (9)</u> 一略一